名古屋市告示第433号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、令和 8 年10月30日から次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から 2 週間、一般の縦覧に供します。

令和 8 年10月30日

名古屋市長　　広　　沢　　一　　郎

道路の供用開始

道路の種類	整理番号	路線名	区間	摘要
市道	1	御膳洞第 1 号線	名古屋市守山区御膳洞 101 番 1 地先から 名古屋市守山区御膳洞 102 番 1 地先まで	附図

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

附　図

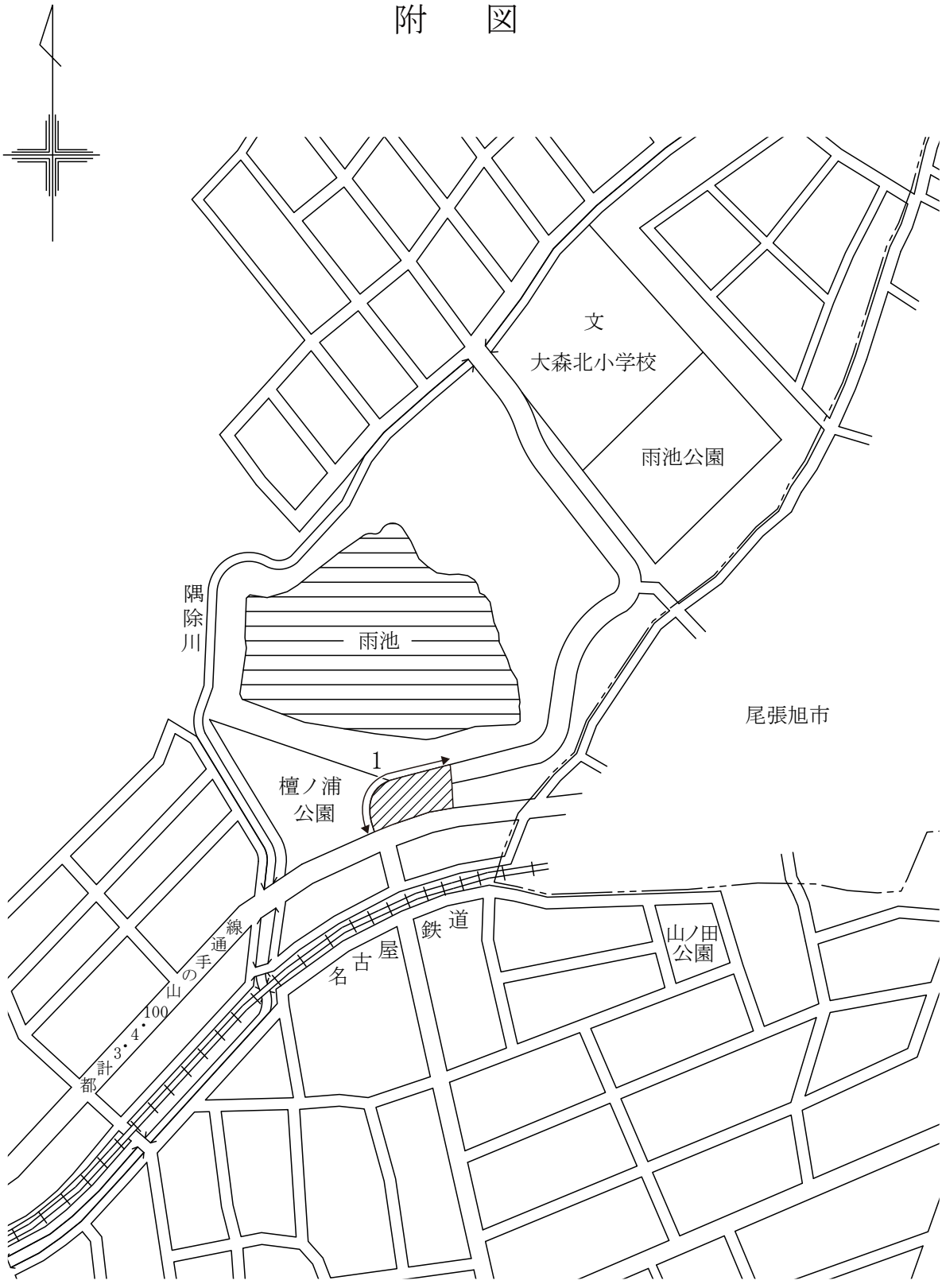

凡　例

道路の供用を開始する部分